

確定申告は3月15日(木)までに

平成23年分の所得税の確定申告と納税は、3月15日(木)が期限です。

ご自身で所得と税額を正しく計算して、お早めに申告をしてください。

なお、申告書の提出は郵送が便利です。

◆確定申告に関する問合せ先

刈谷税務署

☎21-6211

◆市民税・県民税申告に関する問合せ先

市役所税務グループ

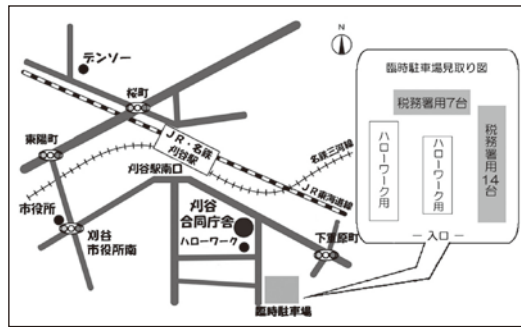
☎52-1111(内線246・247・253)

確定申告会場など

ところ 刈谷税務署(刈谷合同庁舎内)

とき 2月16日(木)～3月15日(木)
(土・日曜日を除く)

※2月19日・2月26日の日曜日は開設しません。



※臨時駐車場は2月1日(水)～3月30日(金)に限り利用可能。

◆東日本大震災の被害を受けて避難されている方へ

納税地を所轄する税務署の管轄外へ避難されている皆さまの国税に関する相談などは最寄の税務署で受けることができます。

◆公的年金等を受給されている方へ

平成23年分の税制改正により、公的年金等の収入金額の合

計額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりましたが、住民税の申告は従来どおり必要となります。

この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

◆確定申告される外国人の方へ

税務署では、確定申告される外国人の方のために、申告方法などをホームページに掲載していますので、ご覧いただき確定申告の参考にしてください。(英語、ポルトガル語、スペイン語が用意してあります。)

アドレス
<http://www.nta.go.jp/nas/oya/>

◆税務署に行かなくても確定申告ができます

所得税・消費税の確定申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用して簡単に作成することができます。

24時間いつでも確定申告書を作成でき、プリンターで印刷(白黒印刷可)して、そのまま提出ができて大変便利です。

◆確定申告書等作成コーナーでは次のような申告書が作成できます

- ・サラリーマンの医療費控除
- ・サラリーマンの住宅ローン控除
- ・年金収入の申告
- ・年の中途で退職した場合の申告
- ・株式などや不動産の譲渡、配当の申告
- ・不動産所得、事業所得の申告
- ・収支内訳書(不動産・農業・事業)
- ・決算書(不動産・農業・事業)
- ・消費税の申告書(一般用・簡易課税用)
- ・贈与税の申告書

◆広域確定申告センターの開設

広域確定申告センターでは、申告書の受付(仮收受)のほか、パソコンによる確定申告書の作成補助を行います。

開設期間 2月1日(水)～9日(木)
午前9時15分～午後5時
※土・日曜日を除く。

開設場所 アスナルホール(金山総合駅北口アスナル金山内)

◆住宅借入金等特別控除の確定申告説明会のご案内

住宅ローンなどを利用してマ

イホームの新築・購入をして、平成23年中に入居した方を対象に説明会を開催します。

ところ 刈谷税務署(刈谷合同庁舎内)

とき 2月6日(月)～8日(水)
午前9時～午後4時

当日はパソコンを利用した申告書の作成指導などを予定しています。

必要書類

- ・住民票の写し
- ・家屋の登記事項証明書
- ・請負契約書または売買契約書などで家屋の取得価格を明らかにする書類の写しおよび交付を受ける補助金などの額を証する書類
- ・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書
- ・敷地等の購入にかかる住宅ローンなどについて適用を受ける場合は、その敷地等の登記事項証明書、その敷地等の分譲にかかる契約書の写しなど
- ・給与所得・公的年金等の源泉徴収票(原本)などで所得金額等の計算に必要な書類、各種控除の証明書・領収書など
- ・印鑑・筆記用具・計算用具・金融機関の預貯金口座の分かるもの(本人名義のもの)

なお、不明な点は税務署にお尋ねください。